

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会会員規程

平成16年6月1日制定規程第6号  
平成29年6月16日制定規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第30条第3項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は次に掲げる者とする。

- (1) 一般会員 養父市内に住所を有する世帯
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会の申し出をした個人
  - (3) 特別会員 本会の目的に賛同し、入会の申し出をした法人、事業所及び団体
- 2 会員は、その年度の会費を同年度内に納入するものとする。

(会費)

第3条 会費は年額とし、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 1, 200円
- (2) 賛助会員 一口1, 000円
- (3) 特別会員 一口1, 000円

2 賛助会員、特別会員については、何口でも納入できるものとする。

3 会費の額を変更しようとするときは、本会の理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(会費の免除)

第4条 会員に特別の理由があると会長が認める世帯については、会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員に対する責務)

第5条 会長は、各年度の予算、事業計画、決算及び事業の報告等本会の運営について、機関紙又は資料の配布等により、会員に周知するよう努めなくてはならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。